

品管規則追加 21 項目の整理

公開用

資料②
関西電力（株）
2020.2.13

No	追加項目	主な品管規則条項	設置許可条項	具体的反映内容
1	品管規則の目的の明確化	第 1 条	1	設置許可本文 11 号の目的に原子力安全の達成・維持・向上を明示。「継続」
2	リスクを考慮したグレード分けの明確化	第 4 条第 2 項第 2 号 第 4 条第 7 項	4.1(2)b) 4.1(7)	原子力安全に対するリスクを考慮(原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ)したグレード分けを適用することを文書で明確化。 「新規」
3	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	トップマネジメント等が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持ってマネジメントシステムを構築及び実施することを文書で明確化。 トップマネジメントが、組織全体の安全文化のあるべき姿を定めることを文書で明確化。「継続」
4	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項	4.1(3)	原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、文書で明確化。「継続」 マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加。「新規」
5	経営責任者の健全な安全文化醸成活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条	4.1(5) 5.1(3) 5.3	健全な安全文化を醸成する取組みを実施することを明確化(品質方針、MR インプット・アウトプット)。「継続」
6	技術的要因、人的要因及び組織的要因間の相互作用の重要性が考慮された全体的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項	4.1(5) 5.3 6.2(1)	人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用を適切に考慮して、健全な安全文化を醸成することを文書で明確化。「新規」
7	部門間の係わり、外部との対応を追加（責任と権限）	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	組織内および組織外部とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任と権限を明確化。「継続」
8	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項	8.2.4(5)	原子力安全上の重要度に応じた試験・検査の独立性の確保の明確化。「新規」

No	追加項目	主な品管規則条項	設置許可条項	具体的反映内容
9	管理者の自己アセスメントの追加	第16条第3項	5.5.3(3)	管理者の所掌する業務に関する自己アセスメントとして、安全文化についての劣化兆候の評価等を実施。「継続」
10	内部監査を行う者の独立性の明確化	第46条第5項	8.2.2(5)	「監査に関わる管理者（トップマネジメントを除く）及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならない。」ことを明確化。「新規」
11	調達プロセスへのフリーアクセス権の確保を追加	第35条第2項	7.4.2(2)	供給者の工場等で検査及び試験等を行う際の原子力安全規制当局による当該工場等への立ち入りに関することを、調達要求事項に追加。「新規」
12	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理要求を追加	第34条第2項 第35条第1項第6号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f)	一般産業用工業品については、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が原子力施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を追加。「新規」
13	マネジメントレビューインプット項目の追加（資源、リスク）	第19条第1項 第12号,13号	5.6.2(12), (13)	マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題（リスク）及び資源の妥当性を追加。「新規」
14	監視測定 of 監視に P I を活用	第4条第4項第3号 第47条第2項	4.1(4)c) 8.2.3(2)	プロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要なパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）、判断基準及び方法を明確化。「新規」
15	安全とセキュリティのリスク管理（潜在的な影響的）を追加	第4条第4項第8号	4.1(4)h)	原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、特に、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与えるリスクを考慮することを追加。「新規」
16	プロセスの妥当性確認とレビューを行う者の明確化	第7条第2項第1号、2号、3号	4.2.3(2)a), b), c)	文書の更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認すること及び対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。「継続」
17	文書の保護、不適切使用防止を追加	第7条第1項	4.2.3(1)	組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図る。「継続」
18	文書改訂手続きと入力情報（根拠）の管理を追加	第7条第1項、2項	4.2.3(1), (2)	文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認する。「継続」

No	追加項目	主な品管規則条項	設置許可条項	具体的反映内容
19	プロセス及び組織変更管理の追加	第13条第2項 第23条第1,3項 第27条第1項	5.4.2(2) 7.1(1), (3) 7.3(1)	プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを追加。「新規」
20	外部からの要員確保を追加	第4条第6項 第21条第1項	4.1(6) 6.1	外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを規定。「継続」
21	不適合・是正処置の見直し（未然防止含む）追加	第50条第2項3号 第52条	8.4(2)C 8.5.2	是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みとしてCAPを構築。「新規」